

【案】

第 88 回九都県市首脳会議

地方分権改革の推進に向けた 取組について

令和 7 年 10 月

地方分権改革の推進に向けた取組について

検 討 の 経 過	
【検討の必要性】 地域の自主性・自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するためには、国と地方の役割分担を明確にし、地方分権改革を確実に推進していくことが必要であり、あわせて、地方が主体的に行財政運営を行うことができるよう、地方税財政制度を抜本的に見直すことが不可欠である。 地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるもので、地方創生においても極めて重要なテーマである。本年6月に「地方創生2.0基本構想」が閣議決定されたが、「強く」、「豊か」で、「新しい・楽しい」地方の実現に向けて、地方分権改革を地方創生と共に推進することが必要である。 一方で、権限移譲や義務付け・枠付けの見直しは不十分なままであり、国から地方への税源移譲も三位一体改革以降行われていない。真の分権型社会は、いまだ実現しておらず、改めて原点に立ち返り、抜本的な地方分権改革を推進することが必要である。 さらに、近年激甚化する災害への対応や物価高対策をはじめ、深刻さを増す少子化への対応や持続可能な社会保障制度の構築など我が国の諸課題の解決、行政のデジタル化、脱炭素社会への移行、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組の更なる推進など、複雑化・広範化する諸課題への迅速な対応のためには、国と地方は適切な役割分担の下、協力・連携して取り組む必要がある。 地方は、こうした諸課題の解決等にこれまでの地方分権改革の成果を活用し、また、国は地方の権限と裁量の拡大を進め、自由度を高めることで、地方がさらにその自主性及び自立性を十分発揮できるようにすることが必要である。 【検討の経過】 地方分権改革推進本部等における議論など、国等の動向を注視しつつ、九都県市として意見を表明すべき事項について検討を行った。	
検 討 の 成 果	今 後 の 取 組（案）
地方分権担当国会議員等での検討を踏まえ、九都県市として「地方分権改革の実現に向けた要求（案）」を取りまとめた。 その内容は、1ページから13ページのとおりである。 また、「地方分権改革の実現に向けた要求（案）」について、九都県市の地元選出等国会議員に対しても要請活動を行うこととした。	地方分権改革推進本部等における議論など、国等の動向を注視しながら、機会を捉え意見表明を行うなど適時適切に対応していく。

地方分権改革の実現に向けた要求

地域の自主性・自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するためには、国と地方の役割分担を明確にし、地方分権改革を確実に推進していくことが必要であり、あわせて、地方が主体的に行財政運営を行うことができるよう、地方税財政制度を抜本的に見直すことが不可欠である。

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるもので、地方創生においても極めて重要なテーマである。本年6月に「地方創生2.0基本構想」が閣議決定されたが、「強く」、「豊か」で、「新しい・楽しい」地方の実現に向けて、地方分権改革を地方創生と共に推進することが必要である。

一方で、権限移譲や義務付け・枠付けの見直しは不十分なままであり、国から地方への税源移譲も三位一体改革以降行われていない。真の分権型社会は、いまだ実現しておらず、改めて原点に立ち返り、抜本的な地方分権改革を推進することが必要である。

さらに、近年激甚化する災害への対応や物価高対策をはじめ、深刻さを増す少子化への対応や持続可能な社会保障制度の構築など我が国の諸課題の解決、行政のデジタル化、脱炭素社会への移行、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組の更なる推進など、複雑化・広範化する諸課題への迅速な対応のためには、国と地方は適切な役割分担の下、協力・連携して取り組む必要がある。

地方は、こうした諸課題の解決等にこれまでの地方分権改革の成果を活用し、また、国は地方の権限と裁量の拡大を進め、自由度を高めることで、地方がさらにその自主性及び自立性を十分発揮できるようにすることが必要である。

そこで、本日、九都県市首脳会議は、政府に対し、真の分権型社会の構築に向け、地方の意見を確実に踏まえ大胆な改革を断行するよう、以下の事項を強く要求する。

I 真の分権型社会の実現

（1）更なる権限移譲の推進

高齢化・人口減少が急速に進む中で、地域における住民サービスを維持していくためには、地方行政の生産性を向上させることが必須であることから、行政運営の効率化を阻害するような過度の規制などを徹底的に解消すること。

これまでの地方分権改革に係る一括法等により、国から地方及び都道府県から基礎自治体への権限移譲が実施されたが、真の分権型社会の実現には程遠く、いまだ不十分であることから、地方分権改革の原点に改めて立ち返り、国と地方の役割分担の徹底した見直しを行い、地方自治体の意見を踏まえた上で権限移譲を更に進めること。

権限移譲の推進に当たっては、住民に身近な事務・権限は全て地方自治体に移譲することを基本としつつも、地方自治体の規模や能力は多様であり、

直面する課題も異なることから、「手挙げ方式」など、個々の地方自治体の発意に応じた権限移譲について積極的に取り組むこと。

また、事務・権限の移譲と併せて、必要な税財源を移譲するとともに、人員移管について地方と協議を行うこと。

なお、直轄道路・直轄河川については、地方が移譲を求める全ての区間を対象として、関係する地方自治体と十分に協議し確実に財源措置等を講じた上での移譲に優先的に取り組むこと。

（２）更なる義務付け・枠付け等の見直し

国による関与、義務付け・枠付けについては、地方の意見を十分踏まえ、早期の廃止を基本とした更なる見直しを徹底して行うこと。国は一括法等により「枠付け」の見直しを行ったとしながら省令で「従うべき基準」を設定し、実質的に「枠付け」を存続させている。地方の自由度を高めるため、今後は、「従うべき基準」の設定は行わず、既に設定された基準については廃止又は参酌すべき基準とするよう速やかに見直すこと。

また、計画等の策定に関しては、「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」に沿って制度の検討、見直しを進めていくこと。

その上で、内閣提出法案のみならずナビゲーション・ガイドの対象となっていない議員立法も含め、計画等の策定を新たに求める法令の規定を設けることや、通知を発出すること、また計画等の策定を国庫補助金等の交付の要件とすることは原則として行わないこと。

その上で、真にやむを得ず、地方に計画等の策定を求める場合は、意思決定の表現の形式は地方に委ねることを原則とし、内容が重複する計画を統廃合するなどの見直しを行い、地方の計画策定の最適化や負担の適正化に資するよう取り組むこと。

さらに、既存の計画策定等に関しても、自ら積極的に見直しを行うこと。

内閣府の調査結果では、ナビゲーション・ガイドに基づいてこれまでに見直しが実施された計画は約９割とされているが、実態としては、策定に関する規定の見直しにまで踏み込んでいるものは僅かであるため、既存の計画策定等についても更なる見直しを行うこと。

なお、既存の計画策定等を見直しを行う場合において、現在は計画等の策定を通じて財政措置を行っている各政策に関して、引き続きその政策目的を達成するために必要な財源保障を行うこと。

そのほか、条例による法令の上書き権を認めるなど地方自治体の条例制定権を拡大すること。

（３）「提案募集方式」に基づく改革の推進

住民に身近な行政はできる限り地方自治体に委ね、国と地方の役割分担のあるべき姿を実現するという観点を重視し、地方からの提案を最大限実現す

る方向で取り組むこと。

また、提案の検討に当たっては、支障事例の有無にかかわらず、課題発生
の未然防止効果、国と地方の役割分担等の観点も重視し、地方がより活用し
やすいものとなるよう、継続的に制度の見直しを図っていくこと。

さらに、これまで内閣府において「実現・対応」としてきた提案の中には
提案内容どおりの対応になっていないものや引き続き検討するとされたもの
も多く含まれていることから、提案主体の提案内容を最大限に尊重してその
実現に取り組むとともに、提案内容を実現できなかった場合は提案主体の納
得が得られるよう国が説明責任を果たすこと。

加えて、検討対象外等とされた提案を含め、これまで実現できなかった提
案について、地方から再提案があった場合には、改めてその実現に向けて積
極的に検討すること。

これまでの対応方針に掲載された事項については、進捗状況を地方が活用
しやすい形で速やかに共有すること。引き続き検討するとした提案について
は、実現に向けたフォローアップを行うこと。加えて、一括法等により措置
される事項については、条例制定等に必要な準備期間を確保できるよう、速
やかに政省令の整備を行うこと。

こうした対応にとどまらず、提案募集方式の実施から 10 年が経過し、地方
を取り巻く社会・経済の状況が変化している中で、今後の地方分権改革を一
層推進する観点から、地方がより活用しやすい制度となるよう、提案の趣旨
に応じて税財源に関することも提案対象とするなど、地方の意見を踏まえ、
制度の見直しを行うこと。

なお、提案募集方式に基づく取組とともに、国自らも、地方の意見を踏ま
え、国と地方の役割分担を適正化する観点から、更なる地方分権改革の推進
に主体的に取り組むこと。

（４）地方自治法の抜本改正

地方自治法をはじめとする現行の地方自治制度は、地方自治体の組織・運
営の細目に至るまでを規定し、事実上、国が地方行政を統制する仕組みとな
っていることから、地方自治体の裁量権を広範に保障するため、地方の意見
を十分に踏まえ、早急に地方自治法を抜本改正すること。

なお、国の地方自治体に対する補充的な指示については、地方の自主性・
自立性を尊重し、地域の実情を適切に踏まえた措置となるよう、また、地方
自治の本旨に反し安易に行使されることがないように、事前に地方自治体と十
分な調整を行い、目的を達成するために必要最小限のものとするなど、衆・
参両院の総務委員会の附帯決議を十分に踏まえた制度運用とすること。

（５）国の政策決定への地方の参画

国と地方は対等・協力の関係にあるとの認識のもと、地方の意見を確実に
政策に反映させること。そのため、「国と地方の協議の場」においては、分

科会の設置も含め、企画・立案の段階から積極的に地方と協議するなど、実効性ある運営を行うこと。また、地方側の代表者の数を増やすとともに、指定都市の代表者を正式な議員として位置付けるよう法改正を行うこと。

国が地方自治に影響を及ぼす施策を企画・立案するときは、地方自治法に定められている事前情報提供制度等の趣旨や「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」も踏まえ、地方が事前の検討期間を十分確保できるよう速やかに情報提供するとともに、地方の意見を反映することができるよう適切な対応を行うこと。

なお、議員立法等による計画策定の努力義務等が多くを占めている状況を踏まえ、立法プロセスに地方が適切に関与し、国会において地方の意見を確実に反映させる仕組みを構築すること。

Ⅱ 真の分権型社会にふさわしい地方税財政制度の構築

（１）地方税財源の充実・確保

現状では、地方と国の歳出比率が６対４であるのに対し、税源配分は４対６であり、事務に見合う税源が地方に配分されていない。地方が担う事務と権限に見合った地方税源の充実強化を図るため、国と地方の税体系を抜本的に見直し、地方への税源移譲を確実に進めること。

また、地方が真に住民に必要なサービスを自らの責任で提供するため、国から地方への税源移譲等により、地域偏在性が小さく、安定的な税収を確保できる地方税体系を早急に構築すること。

（２）社会保障分野における地方税財源の確保

消費税及び地方消費税は、その約４割が地方の財源となっており、年金、高齢者医療、介護、子育てといった諸施策を支える極めて重要な財源となっている。

少子高齢化が進行する中であって、将来世代に負担を残すことなく恒久的な財源を確保することが重要であり、地方に負担を転嫁するような制度改正等を行うことがあってはならない。

政府においては、全世代型社会保障の構築に向けて取り組んでいるところであるが、制度設計に当たっては、施策の推進において重要な役割を担う地方の意見を十分に踏まえるとともに、今後も増加が見込まれる社会保障分野に係る行政需要に見合った地方税財源を確保すること。

（３）子ども関連施策に係る財政措置

子ども・子育て支援施策は、全国一律で行う施策と、地方がその実情に応じてきめ細かに行う事業が組み合わさることで、効果的なものとなる。

子どもに対する医療費助成制度の創設や学校給食費の無償化、高等学校及び高等教育の授業料の無償化など、全国一律で行うべき施策については、居住

地や保護者等の所得によって差が生じないように、地方に負担を強いることなく、国の責任と財源において実施すること。

とりわけ、授業料の無償化に当たっては、都市部における教育費の高さなど、地域の実態を踏まえた仕組みとすること。

また、無償化により公立高校への進学者が減少すると、多大な財政負担を強いられる恐れがある。地域における高校教育の維持向上を図るため、学校施設整備や教員給与への国による財政支援を含め、公立高校への支援の抜本的な拡充を図ること。

あわせて、地方が地域の実情に応じてきめ細かに行うサービスの提供などについても、地方の創意工夫が生かせるよう、国の責任において、必要な財源措置を講じること。

(4) 物価高及び人件費の増加に係る財政措置

物価高は全国的な課題であるため、国民生活や社会経済活動に不可欠な社会基盤である電力やガスなどエネルギー価格等の安定に向けて、地方自治体間で対策の内容に格差が生じないように、国の責任において全国一律の対策を直接講じること。あわせて、中長期的なコスト削減や収益構造の改善に寄与し、将来にわたり効果が持続する支援を行うこと。

また、物価高により地方の経費全般が増加していることを踏まえて、必要となる経費について適切に地方財政計画に反映させるほか、地方交付税や国庫補助金等の算定においても物価高の影響を適切に反映させるとともに、不交付団体も含めたすべての自治体に対し、財政力に応じた補正を行うことなく、適切かつ十分な財政措置を講じること。

さらに、国が定める公定価格により経営している社会福祉施設や医療機関においては、物価高により今なお厳しい経営を強いられているため、臨時的な公定価格の早急な改定など、全国一律の対応を講じるとともに、公定価格の設定について、今後の物価高に適切に対応できる仕組みを導入すること。

また、人件費の増加への影響に伴う財源については令和7年度の地方財政対策において7年度の給与改善費が財政措置されているものの、民間給与の上昇等を踏まえた増加が引き続き見込まれていること、人事院勧告において比較対象の企業規模の引上げが行われたことを踏まえ、会計年度任用職員も合わせた必要な人件費財源を国の責任において確実に確保すること。

加えて、教職調整額について、令和8年1月から引き上げられることが決定したが、これらの見直しが行われる場合の地方の負担増に留意し、不交付団体も含めた全ての自治体に対し、必要な財政措置を行うこと。

(5) 防災・減災に係る財政措置等

高度経済成長期の昭和40年代から集中的に整備された道路、上下水道など

のインフラが一斉に老朽化による更新時期を迎えている中で、平時においても住民生活や生命にも関わる深刻な影響を及ぼす事故が発生しており、今後、全国のどこでも起こりうるとされている。

また、今後、大規模な地震や風水害、火山噴火なども、いつ起きてもおかしくはなく、首都圏等においてもインフラ等に甚大な被害が発生することが想定されている。

地方自治体が地域の実情に応じて計画的に防災対策を推進していくために必要な財源を安定的・継続的に確保するとともに、補助事業を拡充すること。

特に、下水道施設については、緊急時に給水の停止が見込める水道施設と異なる上、流域下水道では大規模管渠の更新も図られた実績がなく、流量の大きい大口径管に対応した工法も確立していないなどの課題がある。そのため、大規模・広域的な下水道システムの改築更新・再構築の工法の確立に向けて、国として主体的に取り組むこと。また、人件費や資機材の高騰も踏まえ部分的な管路の修繕を新たに国の交付対象とするとともに、処理場、ポンプ場の改築更新について交付の重点化・個別化をし、財政措置の拡充を図ること。さらに、令和9年度以降はウォーターPPPを導入決定していなければ、污水管の改築に対して交付金が充てられないこととなっているが、污水管の維持管理・改築更新の負担や大規模污水管の更新手法等について明確な方針が確立するまで、この条件の適用を見送ること。

また、水道施設の老朽化対策について、漏水の発生、浄水処理の停止等による市民生活への影響を防ぐため、管路更新に係る補助事業の要件を緩和するとともに、浄水場及び配水場の施設更新に係る補助事業を創設すること。

(6) 地方交付税措置のある地方債の期間延長等

緊急防災・減災事業債、緊急自然災害防止対策事業債、防災・減災・国土強靱化推進事業債、公共施設等適正管理推進事業債及び脱炭素化推進事業債については、令和7年度から8年度にかけて制度終了の期限とされている。

激甚化する風水害や地震に対する防災・減災対策、公共施設の長寿命化・集約化、脱炭素化など、各地方自治体が直面する多様な課題に対応し、将来世代にわたる必要な投資と地方財政の健全な運営を両立していくための有効な財源として、これらの地方債について、期間延長の措置を講じること。また、長寿命化事業など、中長期的に取り組むべき事業については、あわせて制度の恒久化について検討すること。

(7) 課税自主権の拡大

地方自治体は、必要な財源を自ら調達する等のために、地域の特性に応じた法定外税を創設することができる。しかし、法人事業税に関する規定が及ばない法定外税として創設した神奈川県臨時特例企業税は、平成25年3月の最高裁判決で、法定外税であっても、別段の定めがない限り、法定税に関する規定

に抵触してはならないという強行規定が及ぶものと判断され、違法・無効となった。

この判決は、地方自治体が独自に創設する法定外税は法定税に関する強行規定の制約を受け、国税を含む法定税が課税対象を幅広く押さえている現状を踏まえると、実質的に法定外税の創設が困難であることを示したものである。

現状のままでは、地方自治体の課税自主権の積極的な活用が阻害されることから、地方自治体が、法定外税を法定税から独立した対等の税目として創設することを可能とするなど、地方税法をはじめとした関係法令を抜本的に見直すこと。

（８）自動車関係諸税の課税のあり方の見直しにおける地方税財源の確保

燃料課税の暫定税率を含む自動車関係諸税の見直しに当たっては、**自動車関係諸税**が地方自治体の都市基盤整備等の貴重な財源となってきた経緯や、脱炭素化や保有から利用への形態移行により減収が見込まれること、今後の道路等の維持管理・更新及び防災・減災の推進並びに次世代自動車の普及による新たな行政需要への対応に多額の財源が必要となることなどを踏まえ、地方自治体に減収が生じることのないよう税財源を確実に確保すること。

特に、自動車税については、種別割における「財産税的性格」と「道路損傷負担金的性格」も踏まえ、税負担の公平性を確保するとともに、同税の税収は地方にとって極めて重要なものであることから、中長期的にも税収が安定的に確保できるようにすること。

（９）固定資産税の安定的確保

固定資産税は都及び市町村の行政サービスの提供を安定的に支える上で重要な基幹税目であるため、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではなく、国の経済対策に用いるべきではない。厳しい地方自治体の財政状況を踏まえ、その安定的確保を図ること。

中小事業者等の生産性の向上や賃上げ促進のための特例のような経済対策に対する時限的な軽減措置は、期限の到来をもって確実に終了すべきであり、制度の安易な延長は行わないこと。

土地に係る固定資産税・都市計画税の負担調整措置については、税負担の公平性及び負担調整措置の簡素化等の観点から、商業地等の据置措置の早期見直しを図ること。

家屋に係る固定資産税の新築住宅減額については、空き家の増加や脱炭素社会への移行等を踏まえ、対象を環境性能が優れた住宅に重点化するなど、既存の特例措置の整理・縮小を行うこと。

償却資産に係る固定資産税については、国の経済対策などの観点から廃止等を行うべきではなく、引き続き制度を堅持すること。

(10) 地球温暖化対策に必要な地方税財源の確保

地球温暖化対策は、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入など多岐にわたっており、「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けて、地方自治体が行う温暖化対策の更なる拡充が必要となる。

「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」の予算規模の拡充・運用改善や「脱炭素化推進事業債」の対象事業の拡充・事業期間延長、カーボンプライシングの地方税財源化など、必要な財源措置を講じること。

また、森林環境税については、森林環境譲与税が一層有効活用されるような方策を検討し、その活用については、木材利用の拡大や森林環境教育等の都市部に存在する需要にも配慮すること。

(11) 個人所得課税の充実確保

所得税及び個人住民税における各種控除等の見直しにより、地方に減収が生じる場合は、地方の担う行政サービスに支障を来すことがないように、地方交付税も含め国の責任において適切に補填し、地方一般財源を確保すること。

このうち、特に個人住民税については、地域社会の費用の負担を住民がその能力に応じて広く分かち合うといった基本的な性格や、地方の財政に与える影響等に十分配慮した上で、実務上整理すべき課題も含め、地方自治体の意見も踏まえながら丁寧な議論を行うべきである。

また、各種控除等の見直しにより、課税総所得金額や税額等が変化し、社会保障制度や教育等の給付や負担の水準に関して様々な影響が生じることに配慮し、各種制度等の周知期間を十分確保するとともに適切に地方財政措置を講じること。

(12) ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

ゴルフ場利用税はアクセス道路の整備・維持管理、地滑り対策等の災害防止対策、廃棄物処理等の行政サービスと応益関係にあり、ゴルフ場所在の都道府県及び市町村にとって貴重な財源となっていることから、引き続き現行制度を堅持すること。

(13) ふるさと納税制度の見直し

ふるさと納税制度については、今後も寄附金を集めるための返礼品競争が続くことが見込まれる。また、特例控除額が所得割額の2割という定率の上限のみでは、高所得者ほど寄附金税額控除の上限額が高くなり、返礼品との組み合わせにより、結果として節税効果が生ずることや、都市部の地方自治体において税収減が大きく、財政に影響が生ずることなどの課題が依然として残っている。

このため、特例控除額に定額の上限設定や、寄附額に占める返礼品や募集経

費の上限割合引下げ等により、寄附を通して生まれ育ったふるさとや応援したい地方自治体に貢献するという本来の趣旨に沿った制度となるよう更なる見直しを行うこと。

なお、見直しを行う場合は地方自治体の財政に与える影響も考慮すること。

加えて、ふるさと納税ワンストップ特例制度については、所得税控除分相当額を個人住民税から控除しているという仕組みを速やかに見直しとともに、見直しまでの間、同制度を適用した場合に、個人住民税から控除している所得税控除分相当額については、地方特例交付金により全額を補填すること。

(14) 個人事業税における課税対象事業の限定列举方式の見直し

個人事業税について、課税の公平性を確保するため、課税対象事業を限定列举する現行の方式を見直し、事業所得又は不動産所得を有する全ての事業を課税対象とすること。

また、限定列举方式の見直しが実現するまでの間、社会経済情勢に即した新規業種を課税対象事業に随時追加すること、事業認定に係る取扱いを明確化すること、課税資料となる所得税確定申告書等に事業認定に有益な情報を記載するよう見直すことなどの対応を行うこと。

(15) 地方税務手続のデジタル化・キャッシュレス化の推進

税務手続のデジタル化・キャッシュレス化を推進するため、標準化に準拠した税務システムへの移行が円滑かつ安全に実現できるよう、「地方公共団体システム標準化基本方針」において示されているとおり、一部の機能については移行後の実装等を可能にする経過措置を設けることや令和8年度以降の移行とならざるを得ないことが具体化したシステムへの積極的な支援を行うとともに、多様な地方自治体の実情を踏まえ、その意見に基づいた確実な移行経費の支援及び運用経費削減の対策を行うこと。

また、マイナポータルや地方税共通納税システムの活用などに関して対応策を引き続き検討するとともに eTAX を通じた税務手続、キャッシュレス納付の利用拡大に努めること。

加えて、自動車税のワンストップサービスについて、新車新規登録以外の利用率が低いことから、その原因を分析し対策を講じるとともに、システム改修等による操作性の向上や分かりやすいマニュアル等の整備、積極的な広報の実施により、一層の利用促進を図ること。また、令和5年1月に新規稼働した軽自動車税のワンストップサービスについても、利用率の伸び悩みが見られることから、原因の分析及び対策の実施を図ること。

(16) 地方たばこ税制度の堅持

地方たばこ税は地方自治体にとって貴重な財源であることから、地方財政に影響を与えないよう、一般財源である現行制度を堅持すること。

(17) 地方法人課税の拡充強化

令和元年10月の消費税率10%への引上げ時において、法人事業税の暫定措置が廃止され、法人住民税法人税割の更なる地方交付税原資化が行われた。さらに、令和元年度税制改正において、地域間の財政力格差の拡大や経済社会構造の変化等を理由に、再び法人事業税の一部を国税化し、これまで以上の規模で都道府県に再配分する新たな措置として特別法人事業税・特別法人事業譲与税が創設された。

地方の自主財源を縮小させる地方税の国税化は、地方の自立と活性化を目指す地方分権に逆行している。

地方間の財政力格差については、本来、国から地方への税源移譲により地方税を拡充する中で、国の責任において是正されるべきである。その際は、法人の行政サービスの受益に応じた負担という地方税の原則を踏まえる必要がある。

地方自らが地域の課題解決に率先して取り組み、各々の個性や強みを発揮しうる自立的な行財政運営を行っていくためには、国・地方間の税財源の配分の見直しなど、国は日本の持続的発展に資する地方税財政制度の抜本的な見直しに本腰を入れて取り組むべきである。また、社会経済情勢の変化を踏まえつつ、産業振興、地域活性化に取り組む地方自治体の自主的な努力が報われるよう、自主財源である地方法人課税の拡充強化を図ること。

(18) 外形標準課税のあり方の検討

法人事業税の外形標準課税のあり方については、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら、減資や組織再編の動向への対応も含めて、引き続き検討すること。なお、適用対象法人の基準は、法人による操作可能性が小さいものとするとともに、課税実務上、確認が容易で納税者及び課税庁にとって執行面で過度な負担とならないものとする。

(19) 法人事業税の分割基準の適正化

法人事業税の分割基準については、企業の事業活動と行政サービスとの受益関係をより的確に反映させ、法人の事業活動が行われている地域に税収をより正しく帰属させるものとなるよう引き続き適正化を図ること。

また、地方自治体間の財政調整を目的とする見直しは行わないこと。

(20) 法人事業税における収入金額課税の堅持

法人事業税における収入金額課税については、受益に応じた負担を求める課税方式として、長年にわたり外形課税として定着し、地方税収の安定化に大きく貢献していること、電気供給事業者及びガス供給事業者は多大な行政サービスを受益していること等を踏まえ、同制度を堅持すること。

(21) 国際課税制度の見直しに係る税収の地方への帰属

経済のデジタル化に伴う国際課税ルールの見直しにおける、市場国への新たな課税権の配分（第1の柱）については、これまで国・地方で法人に対して課税を行ってきたことなどを踏まえ、地方に課税権が認められる部分を含め検討すること。

その際、応益原則等を踏まえ、不交付団体を含む全ての地方自治体に税収の一定割合を帰属させるとともに、納税者の事務負担等にも配慮し、国が一括徴収する仕組みとするなど、適切な制度構築を図ること。

(22) 地方交付税の総額確保及び臨時財政対策債制度の廃止

地方交付税については、地方が住民サービスを安定的に供給するため、地方一般財源総額実質同水準ルールの堅持にとどまらず、**社会保障関係費や人件費の増加、物価上昇による影響をはじめとした**地方における行財政需要の増加や税収の動向を的確に把握した上で地方財政計画に計上するとともに、法定率の更なる引上げを含む抜本的な見直しにより、引き続き、地方の安定的な財政運営に必要な交付税総額を確保・充実すること。

あわせて、地方が予見可能性を持って財政運営を行うことができ、予算編成に支障が生じることのないよう、地方交付税の具体的な算定方法を早期に明示すること。

さらに、地方交付税は国による義務付けや政策誘導を行うための制度ではなく、地方共有の固有財源であることを強く認識し、適切に運用するとともに、地方交付税が「国からの仕送り」であるかのような誤った認識を国民に与えないよう、正確に周知すること。

なお、地方の保有する基金は、大規模な災害や経済不況による税収減といった不測の事態への対応など財政運営の年度間調整**などのために**積立てを行っているものであり、地方財政に余裕が生じているものではない。

地方は国と異なり、金融・経済政策・税制等の広範な権限を有しておらず、赤字地方債の発行権限が限定されていることから、不測の事態により生ずる財源不足については、歳出の削減や基金の取崩し等により収支均衡を図るほかに**いことから、地方の基金の増加や現在高を理由とした地方財源の削減は決して行わないこと。**

また、臨時財政対策債は、令和7年度の地方財政計画では、制度創設以来、新規発行額が初めてゼロとなったが、年収の壁見直しによる税収減・歳出増の影響や、社会経済情勢の変化に伴う財政需要の増加等、今後も地方財源の不足が生じることが想定される。

地方の財源不足の解消は、臨時財政対策債の発行によることなく、税源移譲や地方交付税の法定率引上げ等によって国の責任で確実に対応すべきであり、地方が国に代わって借り入れる臨時財政対策債は、令和8年度以降延長することなく、その制度を廃止すること。

加えて、過去に借り入れた臨時財政対策債の元利償還金については、償還財源を確実に別枠として確保すること。

(23) 国庫支出金の改革

国において国と地方の役割分担を見直し、地方への権限及び税源の移譲を行うまでの間、国庫支出金については、首都圏特有の行政需要を考慮し、必要額を安定的かつ確実に確保するとともに、地方自治体の超過負担の解消を図ること。

その際、財政力指数に**基づく**国庫支出金の補助率**の**変更は行わないこととし、事務手続の簡素化など運用改善を図るとともに、地方の自由度**の高い**制度となるよう見直すこと。

国庫支出金の廃止、地方への税源移譲が行われるまでの間、国からの交付金等により造成された基金事業については、事業の進捗状況などを踏まえ、地方の必要に応じた増額や、事業期間の延長を図るとともに、地方の裁量による主体的かつ弾力的な取組が可能となるよう、基金の造成を指定都市にも認めることなど、要件の見直しを行うこと。あわせて、事務手続の簡素化などの運用改善を図ること。

(24) 国直轄事業負担金の見直し

国直轄事業については、国と地方の役割分担を見直し、地方が行うべき事業は地方に権限と必要な税財源を移譲すること。なお、そのための具体的な手順等を盛り込んだ工程を早急に示すこと。

また、国直轄事業の実施や変更に当たっては、負担金を支出する地方自治体の意見を確実に反映させるため、事前協議を法制化すること。

加えて、国は、地方が国に支出した国直轄事業負担金について、厳正な検査を行い、不適切な支出等があった場合は地方自治体に負担金を返還する仕組みを構築すること。

Ⅲ 道州制、広域連携の議論に当たって

道州制の議論に当たっては、真に地方分権に資するものとなるよう、地方の意見を十分に尊重すること。

また、広域連携の新たな枠組みの検討に当たっては、九都県市首脳会議をはじめとした既存の広域連携の機能や取組について分析し、関係する地方自治体等に対し、十分な意見聴取や協議を行った上で、必要性について、慎重に議論を行うこと。

Ⅳ 持続可能な地方行政のあり方に関する議論に当たって

人口減少下において、自治体の行財政のあり方を持続可能なものにしていくため、国・都道府県・市町村の役割分担の見直しが検討されている。

こうした検討に際しては、地方分権や市町村優先の原則という考え方を基

本としつつ、急速な人口減少・少子高齢化による人材不足が深刻化する中、国・都道府県・市町村が持続可能な形で行政サービスを提供していくことができるよう、地域における取組や都道府県及び指定都市の実情を十分に踏まえた上で、国と地方との間で、各行政分野における必要な制度の見直し等も含めた議論を行っていくこと。

V 国の財政規律の確立と地方税財源の拡充

地方は、厳しい財政状況の中、徹底した行財政改革を断行し、財政健全化に努めているが、国は、地方に比べて、これらの取組が不十分であると言わざるを得ない。

国は、行財政改革による財政健全化に取り組むとともに、臨時財政対策債や地方税の国税化といった国の財政難を地方にしわ寄せする制度については、財政状況にかかわらず見直しを行い、速やかに臨時財政対策債制度を廃止した上で、国において交付税総額の確保を図るとともに、地方の税財源の拡充に取り組むこと。

令和7年 月 日

内閣総理大臣 高市 早苗 様

九都県市首脳会議

座長	横 浜 市 長	山 中 竹 春
	埼 玉 県 知 事	大 野 元 裕
	千 葉 県 知 事	熊 谷 俊 人
	東 京 都 知 事	小 池 百 合 子
	神 奈 川 県 知 事	黒 岩 祐 治
	川 崎 市 長	福 田 紀 彦
	千 葉 市 長	神 谷 俊 一
	さいたま市長	清 水 勇 人
	相 模 原 市 長	本 村 賢 太 郎